

入札に参加される皆様へ

「不適正な経理処理に係る再発防止に伴う契約書への条文挿入」及び  
「個人情報取扱特記事項を遵守することについての契約」について

熊本県では平成22年7月から物品購入、業務委託及びリース契約にあたっては、契約書に「報告及び調査」に関する条項を設けています。

熊本県が当該案件において契約を締結した場合、契約に関する報告又は調査の必要があると認める場合は、それに応じていただくこととなりますので、事前に承知願います。

また、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。）第13条第1項の規定に基づき、委託業務に個人情報を取扱う事務が含まれる場合は、熊本県が規定する「個人情報取扱特記事項」を遵守することを条項に含めて契約することとなりますので、事前に承知願います。

熊本県総務部市町村・税務局税務課